

令和3年7月21日

令和3年第5回神奈川県議会臨時会

産業労働常任委員会資料

(令和3年7月21日付託分)

産業労働局

令和3年度7月補正予算（その2）

I 令和3年度7月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】	……………	1
II 令和3年度7月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】	……………	2

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和3年度7月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 7月補正 予算 (その2) B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	-	-	-	-	
(項)労政費	4,742,690	-	4,742,690	-	-	-	-	
(項)職業訓練費	2,537,974	-	2,537,974	-	-	-	-	
(項)雇用対策費	339,930	-	339,930	-	-	-	-	
(項)労働委員会 費	268,825	-	268,825	-	-	-	-	
(款)商工費	373,895,518	9,433,006	383,328,524	7,016,847	-	-	2,416,159	
(項)商工総務費	347,699,822	9,433,006	357,132,828	7,016,847	-	-	2,416,159	感染症拡大防止協力金 事業費
(項)工業費	5,357,450	-	5,357,450	-	-	-	-	
(項)商工金融費	20,838,246	-	20,838,246	-	-	-	-	
小 計	381,784,937	9,433,006	391,217,943	7,016,847	-	-	2,416,159	
用途を指定しない収入	-	-	-	-	-	-	-	
産業労働局 ・労働委員会計	381,784,937	9,433,006	391,217,943	7,016,847	-	-	2,416,159	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,833,879	-	2,833,879	-	-	-	-	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計+特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	384,618,816	9,433,006	394,051,822					
-------------------	-------------	-----------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和3年度7月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

（飲食店等向け・第13弾追加分／大規模施設等に対する協力金・第4弾追加分）

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

令和3年7月22日から、まん延防止等重点措置を行う措置区域を県内全市町とすることに伴う、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等に対する協力金を追加で措置する。

(2) 内容

ア 飲食店等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（県内全市町）においては、5時から20時までの時間短縮営業、その他地域（清川村）においては、5時から21時までの時間短縮営業を行う飲食店等に売上高等に応じた協力金を交付する。

イ 大規模施設等

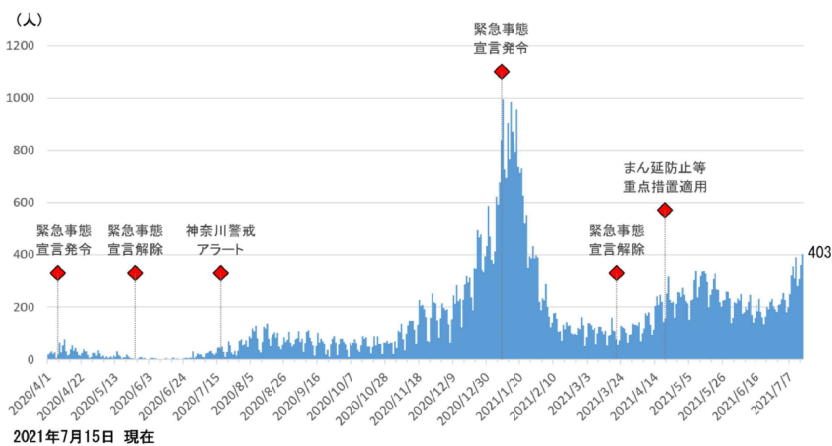
県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（県内全市町）において、5時から20時まで又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

(3) 予算額 9,433,006千円

新型コロナウイルスに係る現在の状況分析 及び今後の県の対応

(第38回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

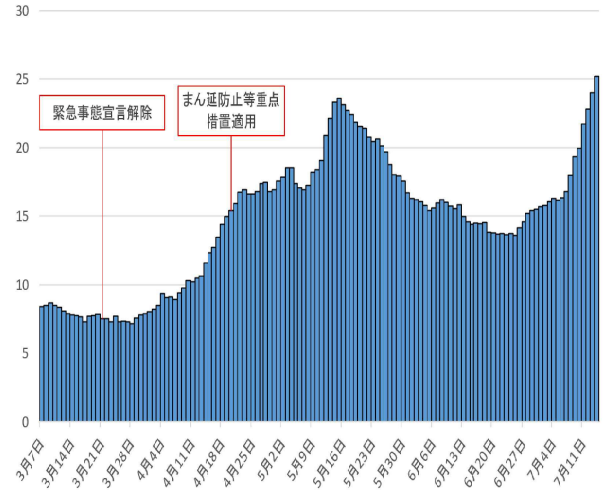
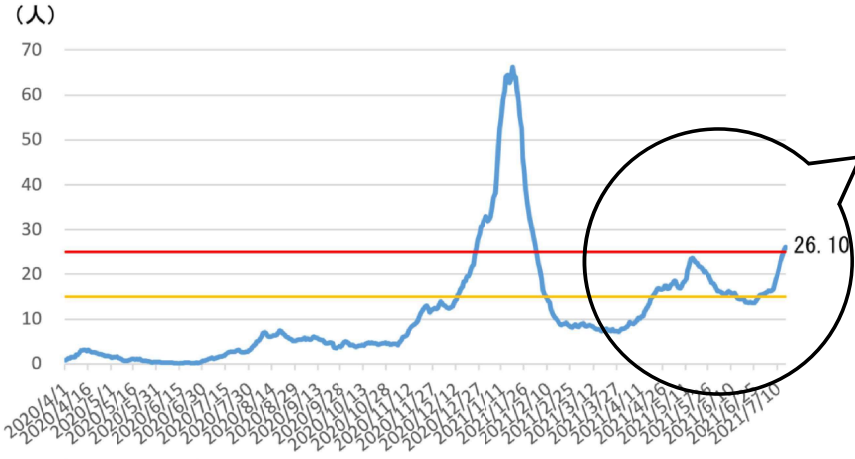
新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
5月	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	296人	199人	248人	269人	308人	327人	268人	1915人
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	266人	213人	200人	225人	227人	260人	258人	1654人
	30	31	6/1	2	3	4	5	週合計
	233人	139人	159人	218人	215人	234人	224人	1422人
	6月	6	7	8	9	10	11	12
249人	173人	179人	201人	189人	220人	247人	1458人	
13	14	15	16	17	18	19	週合計	
170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人	
20	21	22	23	24	25	26	週合計	
162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人	
27	28	29	30	7/1	2	3	週合計	
203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人	
7月	4	5	6	7	8	9	10	週合計
226人	180人	198人	250人	322人	355人	310人	1841人	
11	12	13	14	15	16	17		
389人	280人	308人	361人	403人				

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)

第5波の急激な増加

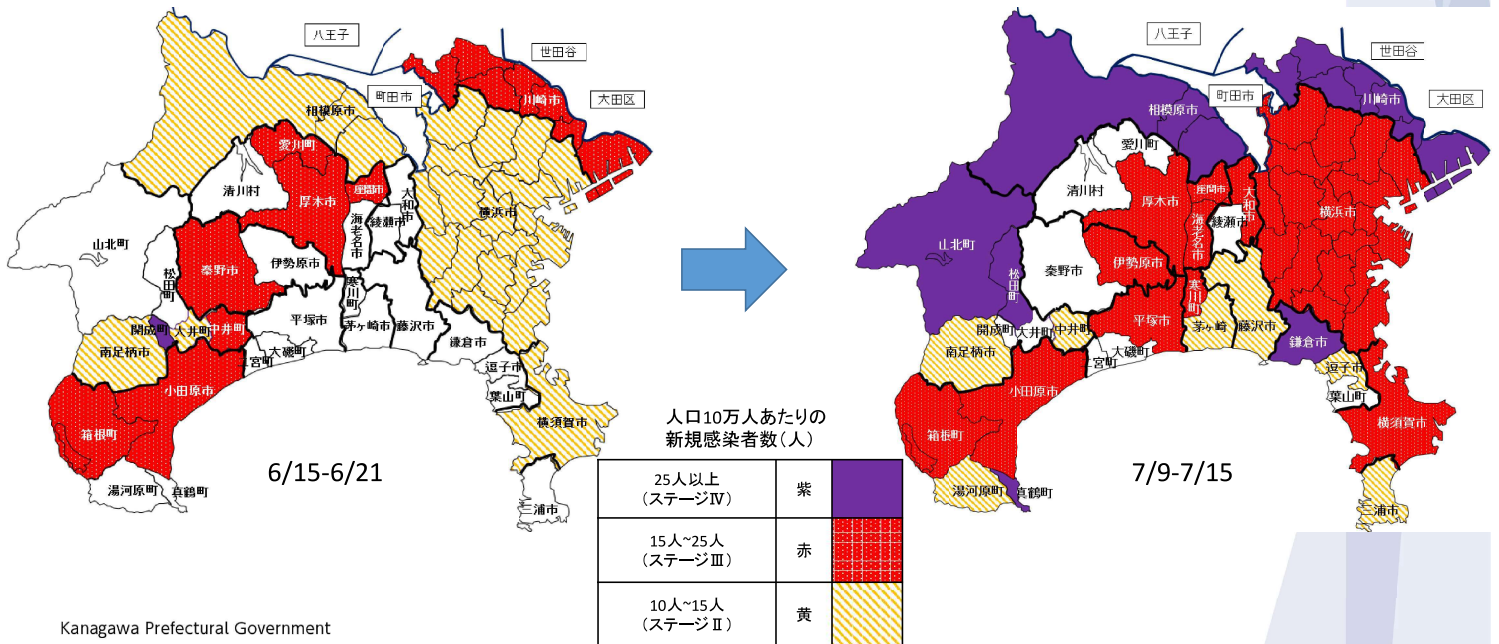


2021年7月15日 現在

- ※各日における週合計の感染者数を人口10万人あたりに換算
- ※県のステージ判断指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



Kanagawa Prefectural Government

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

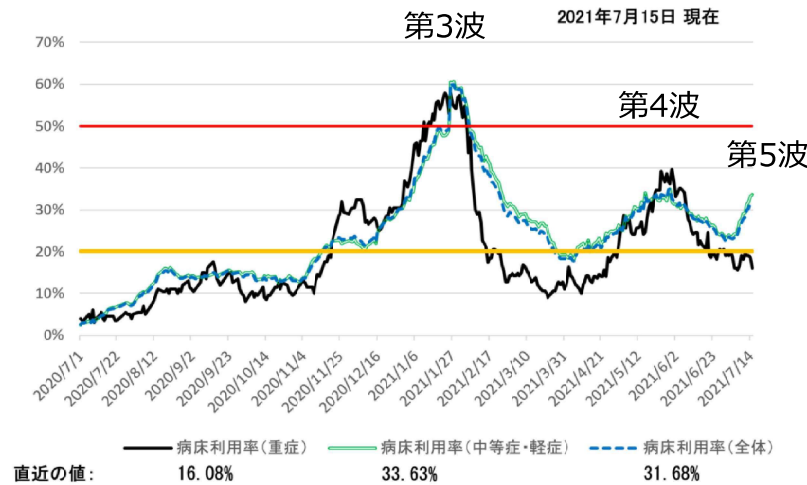
※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6	7.7~7.13	
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26	22.22	横浜市
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51	30.07	川崎市
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66	30.84	相模原市
横浜狭山市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17	21.01	横浜狭山市
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39	13.05	藤沢市
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13	10.32	茅ヶ崎市
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30	16.48	寒川町
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31	18.63	平塚市
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63	7.26	二宮町
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00	12.85	大磯町
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09	9.74	秦野市
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69	17.63	伊勢原市
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52	28.91	鎌倉市
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53	12.28	逗子市
薬山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51	3.17	薬山町
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18	11.96	三浦市
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22	24.33	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00	18.31	箱根町
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00	8.52	湯河原町
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59.49	真鶴町
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97	7.27	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00	5.86	大井町
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00	18.72	松田町
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47	0.00	開成町
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43	16.98	厚木市
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54	24.34	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	座間市
愛川町	7.64	7.64	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47	0.00	愛川町
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	清川村
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04	13.80	大和市
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75	4.75	綾瀬市

入院者数・病床利用率



■ 病床利用率の推移



■ 入院者数



※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日数値を取得・使用して描画。）

ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ	31.68% 567床 7月15日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅱ	16.08% 32床 7月15日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ	29.41人 2,711人 7月15日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅲ	9.15% 7月14日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅳ	26.10人 2,406人 7月15日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ	56.53% 7月15日 時点	50%以上		50%以上	

※ 速報値のため、修正される可能性あり

K:

参考: 病床利用率(即応病床中)
病床全体: 36.96%
うち重症: 20%

- 前回本部会議(7月8日)の直後から、新規感染者が急増し、7月14日には、ステージⅣの基準を超えた。すでに、療養者の搬送調整が切迫しており、今後は病床もひっ迫することが見込まれている。
- これまで以上の新規感染者の抑制策が必要であり、可能な限り、緊急事態宣言中の東京都と同等の措置を講じていく。また、今後の感染状況を踏まえ、国に対する緊急事態宣言発出の要請も検討する。

措置区域を県内全市町とする。
酒類提供の完全停止を要請する。(マスク飲食実施店等も含む)
 措置の開始は、4連休の初日である7月22日からとする。

神奈川県版緊急事態宣言

事業者への要請(飲食店等)

措置区域(全市町)	その他区域(清川村)
○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時間】5時から20時まで 酒類の終日提供完全停止(酒の持込み含む)	○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで 酒類提供店の滞在時間(90分以内)、 人数(1組4人以内、同居家族) 感染防止対策の基本4項目の遵守※
○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置※ ・事業所の消毒 ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ ・施設の換気※ ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ ・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	○まん延防止等の措置(法第24条第9項) 同左
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項) ・要請・命令時の公表(法第31条の6第5項) ・命令のための立入検査等(法第72条) ・命令違反等に対する過料(法第80条) 	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

大規模集客施設への要請

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請（飲食店等以外の施設）②

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）は飲食店に準ずる働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） 	

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請（イベントの制限）

措置区域	その他区域										
<p>○収容人数等の要請（法24条第9項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <th rowspan="3">5,000人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td style="text-align: center;">50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。</p>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等 										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
<p>○営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から20時まで 酒類の終日提供完全停止（酒の持込み含む）</p>	<p>○営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで</p>										
<p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）</p> <p>○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>											

Kanagawa Prefectural Government

県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、
短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底
 - ※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり
- 東京2020大会は、おうちでおひとりおひとり熱い声援の要請

		まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域		県内全市町	清川村
要請対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の 交付要件 (7/22~8/22の 32日間)	営業時間	・営業時間は5時から20時まで	・営業時間は5時から21時まで
	酒類の 提供	<p>・酒類の終日提供完全停止 <u>（酒の持ち込みを含む）</u> <u>（マスク飲食実施店を含む）</u></p>	<p>・酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。</p> <p>【条件】</p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理 ②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 ⇒ 取組書への明示</p> <p>（注）上記①及び②は、酒類を提供する客に限る</p>
	その他の 交付要件	<p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止</p> <p>○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨</p>	
想定対象店舗数		約39,980店舗	約20店舗
協力金の算定方法		<p><中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」 又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>

追加予算額 36億2,368万円 + 事務費2,951万円 = 36億5,319万円

大規模施設等に対する協力金（第4弾追加分）について

7/22から8/22までの32日間において、「まん延防止等重点措置区域」に指定されている県内全市町で、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	<p>ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p> <p>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p>	<p>ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p> <p>イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」</p>
予算額	54億3,784万円 …①	2億2,864万円 …②

追加予算額 ① + ② + 事務費 1億1,333万円 = 57億7,981万円

飲食店向け協力金（第13弾）については、**要請期間（7月12日～8月22日）の終了を待たずに、早期に協力金の一部を先行交付する。**

交付対象	次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等（大企業を除く） (1) 令和3年7月12日から8月22日までの全期間、県のすべての要請にご協力いただくこと (2) 令和3年1月12日から4月19日までの要請期間に対応する協力金（第5弾から第8弾）のいずれかの交付を受けていること
交付額	1店舗当たり70万円
申請受付期間	令和3年7月20日（火）から8月6日（金）まで
申請方法	郵送申請又は電子申請
周知方法	・ 過去に郵送申請した事業者には、第13弾の先行交付申請書を郵送 ・ 過去に電子申請した事業者には、電子申請の案内をメールで送信